

受付番号	2023-31		
許可番号	大歯医倫 第 111290 号		
研究課題名	「歯科衛生」における概念分析		
研究責任者	神 光一郎	申請者	前田 尚子
研究終了日	2025 年 3 月 31 日		
所 属	医療保健学部 口腔保健学科	所 属	医療保健学研究科 (口腔科学専攻)
職 名	教授	職 名	大学院後期課程 3 年生

申請の概要

全国歯科衛生教育協議会では、歯科衛生学教育コア・カリキュラム〈教育内容のガイドライン〉2022 年度改訂版が発行されている。医学・歯学・薬学・看護学教育では全国的基準で医療の質を保証するため、専門職育成を目標としたモデル・コア・カリキュラムが策定されており、歯科衛生においても例外ではなくその質の高い教育が求められている。コア・カリキュラムの作成にあたっては、他の分野の教育と区別する固有の特性は何か、その核となるものを明確化しなければならない。しかし、歯科衛生に関する専門知識と技能は、歯科医学教育と区別する固有の特性ではない。現在、ガイドラインの中で歯科衛生は、歯科医学教育の一部に相当する専門技能を深めたものおよび歯科医療に関する知識の大略と技能の一部と解釈されている。しかし、歯科保健医療に関する国民のニーズが多様化拡大し、良質な歯科医療保健サービスを提供する中での歯科衛生は、きめ細かな技能を修得するという意味において、歯科医学教育と区別する特性があると考えられており、その内容として介護や歯科衛生過程の知識と技能があげられている。現在、同協議会の 2021 年 5 月の総会では「歯科衛生学の体系化」が承認され、歯科衛生士の教育および業務に関する大きな改革案が公開された。その中では、「歯科衛生」を「歯科衛生は口腔を

通して、全身の健康の維持・増進をはかり、生活の質の向上に資するためのものである。この歯科衛生を理論と実践の両面から探求する学問が歯科衛生学である。」と定義されている。歯科衛生士という職業の「歯科衛生」という言葉は、私たちの職業的アイデンティティともいえる。今回「歯科衛生」の定義が示されたが、実際のところ、この定義では「歯科衛生」がどのようなものであるのかが必ずしも明確ではない。定義されたものの内容ないしは内実をここでは概念という言葉を用いることとして、本研究では、この「歯科衛生」について、歯科医学教育とは異なる専門性と独自性の観点からその概念分析を行い、その概念について検討したい。

本研究では、過去に歯科衛生学教育機関で教育経験がある歯科医師、歯科衛生士、および現在歯科衛生学教育に従事する教授・准教授・学科長・教務主任クラスの歯科医師、歯科衛生士を対象に、「歯科衛生」の概念を明らかにすることを目的としてインタビュー調査を行い、その概念化について看護学など他の医療職の学問体系を鑑み検討を実施したい。

本研究の結果、「歯科衛生」とは何かを明確にすることにより、歯科衛生の専門性や独自性を明示化して「歯科衛生学」を確立するとともに、歯科衛生士の介入の視点や対象者理解のための視座を明らかにしたい。